

公 示 日 : 2021 年 8 月 4 日

調達管理番号 : 21a00533

国 名 : 東ティモール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : 東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト (灌漑水管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 灌漑水管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 10 月上旬から 2022 年 3 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 3.00 人月、国内 0.45 人月、合計 3.45 人月
- (3) 業務日数 :
  - ・ 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日
  - ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
  - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
  - (3) 提 出 期 限 : 8 月 25 日 (水) (12 時まで)
  - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
    - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))
- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年9月7日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	灌漑水管理に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。出国 5 日以内の PCR 検査陰性証明書が必要。

#### 6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」）において、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占めており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいて、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題となっている。

こうしたなか、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020 年までに食料自給達成を目標としているが、2019 年におけるコメの自給率は約 30%であり、国内のコメ消費量の約 70%を輸入米が占めている。国内のコメ生産量の低下に伴い、輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に

向けたコメの生産増加が急務となっている。コメ増産を目指す上で、コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。加えて、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメ作付面積は2008年46,000haをピークにその後減少を続けており、2015年に42,000haとなっている。

上記に鑑み、JICAは東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に合意し、2016年9月に開始した。本プロジェクトでは、農業水産省（MAF）の関係各局（農業園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局）及び国産米の買い取り制度を実施する経済調整省（Coordinating Ministry of Economic Affairs：以下、「CMEA」という。）傘下の国家流通センター（以下、「NLC」という。）を対象に、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③民間セクターによる国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の共有、及び⑥政府による適切なコメ増産政策の計画策定を行うことによりコメのバリューチェーン（生産、加工、流通、配布、販売及び消費）の改善を通じたコメ生産による対象地域の農家世帯の農業所得の向上を図り、もって農家世帯の生計向上に寄与する計画である。

上述の②灌漑施設維持管理能力の強化は、事業サイトである2つの灌漑地区（マリアナⅠ灌漑スキーム、ブルト灌漑スキーム）における水利組合の組織強化を目指すものであるが、両地区とも水利組合による灌漑施設の維持管理が適正に行われているとは言い難い状況にあり、不適切な管理による施設の老朽化の進行、農民による無許可でのゲート操作、目的外取水の横行、水配分に関する上下流間の紛争等が起こっている。係る課題解決のためには、水利組合自体の能力及び体制の強化を図ることに加えて、組合（農家）間で納得のいく、公平な水配分手法の確立が必要となっている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本事業へ派遣中の長期専門家との綿密な連携の下、マリアナⅠ灌漑地区及びブルト灌漑地区における水配分計画の見直しや水配分マニュアル等の改訂を支援する。また、各種マニュアルの運用方法に関する技術的指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）第一次国内準備期間（2021年10月上旬）

- ① 既存のJICA報告書、東ティモール政府作成の関連報告書、現行マニュアル等を参照し、マリアナⅠ及びブルト灌漑地区及び施設の詳細及び現

状について把握する。

- ② 上記①に基づき、活動方針・行程を検討する。
- ③ JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームへ活動方針・行程を連絡の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ 業務ワークプラン（英文）を JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。

(2) 第一次現地業務期間（2021年10月中旬～2021年12月下旬）

- ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関に業務ワークプランを説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 独自の方法で水配分が行われているマリアナ I 地区について、以下の基本情報を、関係者（MAF 灌漑担当局、MAF 県事務所、灌漑受益農家、水利組合役員、ゲートキーパー、支線水路水管理人）と協働で収集する。
  - ・ 既存マニュアル（「Water Management Manual – February 2009」）の普及・活用状況
  - ・ ゲートキーパーによる頭首工周りのゲート（取水工、土砂吐工）操作実績（日時、操作内容）
  - ・ 上下流間の輪番灌漑の実施状況
  - ・ 水配分手法及び支線水路水管理人の役割
  - ・ 取水量、水配分実績の把握
- ③ ②で収集した情報を基にマリアナ I 灌漑地区の水管理（水配分手法）の実態を整理する。
- ④ ②～③を踏まえ、マリアナ I 地区における既存マニュアルの改訂案（英語及びティテウン語）作成を C/P 機関と協働で検討する。なお、マニュアル改訂案の検討に当たっては、同地区で独自に行われてきている水管理の実態に可能な限り沿ったものとなるよう努めることとする。
- ⑤ 上下流間の水争いが特に散見されるブルト灌漑地区について、以下の基本情報を関係者（MAF 灌漑担当局、MAF 県事務所、灌漑受益農家、水利組合役員、ゲートキーパー、支線水路水管理人）と協働で収集する。
  - ・ 既存マニュアル（「Buluto head works management regulations」, 「Operation and Maintenance Manual」）の普及・活用状況
  - ・ ゲートキーパーによる頭首工周りのゲート（取水工、土砂吐工）操作実績（日時、操作内容）
  - ・ 上下流での灌漑の実施状況

- ・ 水配分手法及び支線水管理人の役割
  - ・ 取水量、水配分実績の把握
- ⑥ ⑤で収集した情報を基にブルト灌漑地区の水管理（水配分手法）の実態を整理する。
  - ⑦ 上記⑤～⑥の結果を踏まえ、ブルト灌漑地区について、C/P 機関と協働で以下について検討する。
    - i) 水配分計画の見直し案
    - ii) 水配分計画の見直し案を反映した既存マニュアルの改訂案（英語及びティテウン語）作成を支援する。なお、マニュアル改訂案の検討に当たっては、マリアナ I 灌漑地区のマニュアル改訂案を参考にすることとする。
  - ⑧ 上記④及び⑦で検討するマニュアル改訂案については、主要施設管理者（MAF、県、ゲートキーパー）及び利水者（WUA 役員、支線水路水管理人（カブウェー等）、農家）双方が容易に理解できるよう出来るだけ簡便・平易な表現に努めることとする。
  - ⑨ マニュアルの改訂案について、C/P 機関による郡長、村長、ゲートキーパー、水利組合長等の関係者に対するマニュアル改訂案の説明を支援し、関係者からの意見等を踏まえ、適宜修正を加える。
  - ⑩ 主要施設管理者及び利水者へ上記改訂マニュアルの運用方法を指導する。
  - ⑪ 上記②～⑩の内容についてとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関へ提出し、報告する。
  - ⑫ JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書を提出し、報告する。

（3）第二次国内準備期間（2022 年 1 月上旬）

- ① JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームへ活動方針・行程を連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② 業務ワークプラン（英文）を JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。

（4）第二次現地業務期間（2022 年 1 月中旬～2 月下旬）

- ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関に業務ワークプランを説明の上、現地派遣期間中の業

務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。

- ② 第一次現地派遣期間に収集した情報について、雨季稲作が本格化する1月～2月にかけて再度情報を収集する。
- ③ 追加で収集された情報も含め、マニュアル改訂案を最終化し、C/P 機関によるマニュアル改訂案の関係者への説明を支援する。
- ④ 施設運用状況の確認を行い、改訂マニュアルに沿った施設運用がなされているか確認する。必要に応じて、再度主要施設管理者及び利水者に対する運用方法の指導を行う。
- ⑤ 上記②～④の内容についてとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）をC/P 機関へ提出し、報告する。
- ⑥ JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書を提出し、報告する。

(5) 帰国後整理期間（2022年3月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文・英文）を監督職員に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

和文3部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ各1部）

英文4部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各1部）

ただし、第2次現地業務結果報告書（和文）は(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

2022年3月11日までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及び東ティモール事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、

電子データを併せて提出することとする。

C/P と協働して作成した各種マニュアルについては、各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒ディリ⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。
- (2) 戦争特約保険料  
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>を参照願います。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月、国内人月、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、雨季稲作が本格化する1月中旬～2月中旬は含めるように提案してください。  
現時点で東ティモール入国時には14日間の自己隔離期間が必要です。自己隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載していません）。
    - ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
    - イ) 稲作技術（長期派遣専門家）

- ウ) 水利組合組織強化 (長期専門家)
- エ) 農産物流通・販売 (長期派遣専門家)
- オ) コメ買い取り／配布システム (長期派遣専門家)
- カ) 業務調整員 (長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舍手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：便宜供与あり
- エ) 通訳備上：必要に応じて、プロジェクトが通訳（英語⇄テトウン語）を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ：現地業務開始時における C/P 機関との協議及び研修についてのみ、スケジュールアレンジ及び必要に応じ同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：必要に応じてプロジェクトオフィスにおける執務スペースを提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
  - ・「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前評価表」  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1500537\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf))
  - ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>)
- ② 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8401) にて配布します。
- ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 専門家業務完了報告書 (灌漑維持管理、水利組合組織化、灌漑維持管理・施設モニタリング、灌漑維持管理・施設モニタリング(2))」
  - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 運営指導調査報告書 (水利組合)」
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配



布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上